

前期基本計画

第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

第2章 快適で安全・安心な生活環境のまち

第3章 次代を担う人を育む教育・文化のまち

第4章 活力と交流あふれる元気産業のまち

第5章 未来への生活基盤が整ったまち

第6章 みんなの力でつくる自立したまち

重点プロジェクト

第1章

健やかでやさしい健康・福祉のまち

1-1 保健・医療

▶ 目的と方針

すべての町民が健康で明るく元気に暮らせるよう、健康寿命^{*5}の延伸に向けた町民の主体的な健康づくりの取り組みを積極的に進めるとともに、地域医療体制の充実、国民健康保険制度の適正運営に努めます。

※5 認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間。

▶ 現状と課題

わが国では、生活習慣病の増加や高齢化の進行を踏まえ、国民健康づくり運動である「健康日本 21（第二次）」において、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底など、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けた取り組みを行っています。

本町における平成 27 年度の死因別死亡数に占める3大死因（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）の割合は 51.1%を占めており、このうち死因第1位である悪性新生物（がん）の検診受診率については、胃・肺・大腸がんは県平均を上回っています。しかし、子宮頸がん・乳がんは県平均を下回っています。

また、血圧の有所見率が男女ともに高く、高血圧症が要因となる脳血管疾患の死亡割合は国・県よりも高くなっています。

このような状況から、平成 27 年度に「第2次茨城町健康増進計画・食育推進計画」を策定し、「茨城町国民健康保険データヘルス計画」と整合性を図りながら、すべての町民が健康で明るく元気に暮らせるよう、栄養・運動・休養など、6つの分野で様々な施策に取り組んできました。

今後の課題としては、各種健診やがん検診の受診率向上のための取り組みを充実させるとともに、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症及び重症化予防に努める必要があります。

また、すべての町民が健康づくりに関心を持ち、自ら積極的に取り組めるよう、意識の向上につながる効果的な支援を展開していくことが必要です。

一方、医療については、町内に独立行政法人国立病院機構水戸医療センターのほか民間医療機関が開院しており、また、近隣市町村の医療機関へのアクセスもよく、比較的恵まれた医療環境にあります。今後は、高齢化の急速な進行に伴い、医療ニーズも高度化・多様化していくことが見込まれることから、地域医療体制のさらなる充実を進めていく必要があります。

■ 施策の体系

保健 ・ 医療	健康づくりに関する指針の見直し
	健康づくり支援体制の充実
	生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底
	妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実
	地域医療体制の充実
	国民健康保険制度の適正運営

▶ 主要施策

1-1-1 健康づくりに関する指針の見直し

実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、「第2次茨城町健康増進計画・食育推進計画」及び「茨城町国民健康保険データヘルス計画」の見直しを行います。

1-1-2 健康づくり支援体制の充実

- ① 町民主体の健康づくりを支援するため、健康づくりボランティア団体の育成と活動支援の充実を図ります。
- ② 食事や運動、休養など、健康づくりに関する教室等を開催し、正しい知識の啓発に努めます。
- ③ 高齢者の健康づくりに向け、シルバーリハビリ体操の普及や福祉分野と連携した介護予防事業の充実を図ります。
- ④ 各種健診やがん検診の受けやすい体制を整え、受診率の向上を図ります。

1-1-3 生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底

- ①高血圧や糖尿病など、生活習慣病の発症予防に関する正しい知識の啓発に努めます。
- ②生活習慣病の悪化予防対策として、治療の継続や生活習慣改善の必要性など、個人に合わせた保健指導を行うとともに、医療機関等との連携により、重症化予防に努めます。

1-1-4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実

- ①ワンストップ拠点として、母子健康包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援に努めます。
- ②育児の孤立化の予防や、産後うつ病の早期発見・早期支援に取り組むため、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。

1-1-5 地域医療体制の充実

町内外の医療機関との連携や、休日夜間緊急診療所の広域的連携を図るなど、地域医療体制の充実に向けた取り組みを進めます。

1-1-6 国民健康保険制度の適正運営

- ①疾病の早期発見・早期治療を図るため、被保険者に対する特定健康診査や脳ドック検診などの保健事業の充実を図ります。
- ②医療費抑制に向けた取り組みとしては、ジェネリック医薬品^{※6}の利用促進等に努めます。

※6 後発医薬品。同等の効き目で比較的安価である。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
特定健康診査受診率	%	36.4	40.0
脳ドック検診受診者数	人	167	200
胃がん検診受診率	%	(平成27年度) 10.4	15.0
肺がん検診受診率	%	(平成27年度) 31.6	36.0
大腸がん検診受診率	%	(平成27年度) 21.6	26.0
乳がん検診受診率	%	(平成27年度) 16.4	21.0
子宮頸がん検診受診率	%	(平成27年度) 15.4	20.0
健康づくりボランティア人数	人	221	250
男性の肥満者率(BMI 25以上)	%	34.0	32.0
女性の肥満者率(BMI 25以上)	%	26.3	25.0
男性の喫煙者率	%	26.8	25.0
女性の喫煙者率	%	6.3	3.0

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト
重点

資料編

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○行政等による各種事業を効果的に利用し、生活に必要な心身の機能の維持・向上に努めましょう。○健康づくりボランティア団体が行う活動に参加するとともに、団体に加入し、活動しましょう。○各種健診（検診）を定期的に受け、健康づくりに生かしましょう。○健康に関する意識と知識を高め、栄養・食生活や身体活動・運動、たばこ・アルコール、休養などに関する生活習慣を見直しましょう。○自主的な健康管理を行い、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めましょう。○医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用に努めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体において、健康に関する自主的な事業を行いましょう。○健康づくりボランティア団体は、活動体制の充実に努め、積極的に活動するとともに、行政と連携して健康づくり事業を行いましょう。○事業者は、従業員等に各種健診（検診）の定期的な受診を促しましょう。



シルバーリハビリ体操

1 - 2 子育て支援

▶ 目的と方針

若い世代が子育てに夢と希望を持ち、子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て支援サービスや保育サービスなどの充実に努めるとともに、結婚を希望する男女を応援する取り組みを進めます。

▶ 現状と課題

少子化が深刻化し、将来の社会に大きな影響を及ぼすことが懸念される中、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりが強く求められています。

本町では、急速に進む少子化に対応するため、平成 26 年度に「茨城町子ども子育て支援事業計画」を策定し、各種の子育て支援施策を推進してきました。

地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターをはじめ、保育所や認定こども園などで実施し、子育てに関する不安感や負担感の軽減等に努めています。また、民間事業者との連携を強化することで、質の向上を図り、地域全体のサービス提供体制を充実させていく必要があります。

放課後児童クラブについては、4小学校区ごとに開設し、保護者の就労支援と児童の健全育成に努めていますが、就労形態の多様化が進む中、保育ニーズに即したサービスの充実が求められています。

また、保育所等の入所待機児童の解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善や業務負担の軽減により就業継続・離職防止を図ることが求められています。

児童虐待等については、平成 27 年度に県内の児童相談所が対応した件数は過去最高にのぼり、平成 28 年度はさらに増加しています。このような中、発防止予防として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等を通じ、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見することが重要です。

今後は、こうした状況を踏まえ、「茨城町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、また見直しを行いながら、町全体で子どもと子育てを応援する体制の強化を進めていく必要があります。

また、本町では、少子化対策の一環として、結婚を希望する男女を応援するため、「茨城町キューピットプラン事業」による出会いの場の提供や相談支援を

行っているほか、本事業を通じて結婚した男女に結婚祝い金を給付しています。
しかし、本町の未婚率は男女ともに県平均を上回っており、今後ともこれらの事業を充実させていく必要があります。

■施策の体系

子育て支援	子育て支援に関する指針の見直し
	子育て支援サービスの充実
	保育サービスの充実
	要保護児童等への対応
	結婚を希望する男女への支援

▶主要施策

1-2-1 子育て支援に関する指針の見直し

実情に即した子育て支援施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城町子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行います。

1-2-2 子育て支援サービスの充実

- ①地域子育て支援拠点事業において、民間事業者とのネットワークの構築を図り、子育て中の保護者のニーズを的確に把握し、支援活動の充実に努めます。
- ②放課後児童クラブにおいて、保育ニーズに即したサービスの充実や負担金の軽減など、支援活動の充実を図ります。

1-2-3 保育サービスの充実

- ①民間事業者の保育サービスと連携し、病児保育事業など保育内容の充実や低年齢児の受け入れ枠の確保に努め、子育てと就労が両立できる環境の整備を図ります。
- ②民間事業者の保育サービスにおいて、保育士数の不足により乳幼児を受け入れられない状況があることから、保育士が働きやすい職場環境の整備を促進します。

1-2-4 要保護児童等への対応

児童虐待の早期発見と適切な対応を目指し、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化し、地域で子どもを見守る体制づくりを進めます。

1-2-5 結婚を希望する男女への支援

結婚を希望する男女への支援として、「茨城町キューピットプラン事業」による出会いの場づくりの充実、「きらりキューピットプラン相談支援センター」の相談機能の強化に努めるとともに、結婚祝い金の支給を行います。

■ベンチマーク（成果指標）

指標名	単位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
病児保育事業実施箇所数	箇所	2	4
婚活イベント・マッチング相談会開催回数	回	3	6

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援サービスや保育サービスを効果的に利用し、子育てに関する不安感や負担感の軽減、子育てと就労の両立等に努めましょう。 ○児童虐待の発見・連絡等に協力しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供事業者は、サービスの質の向上、行政と連携したサービスの展開、保育士が働きやすい職場環境の整備に努めよう。 ○地域や団体は、児童虐待の発見・連絡等に協力するとともに、子どもの見守り等に努めましょう。

1-3 高齢者支援

▶ 目的と方針

高齢者がいきいきと自立した生活を送れるよう、また介護が必要になっても安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム^{※7}の構築に向けた各種施策を総合的に推進します。

※7 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

▶ 現状と課題

わが国では、世界に例をみない速度で高齢化が進む中、団塊の世代が75歳を迎える平成37年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めています。

本町では、平成29年3月末現在の高齢化率は30.8%と国や県の水準を上回っており、およそ3人に1人が65歳以上となっています。

今後、本町の高齢化はさらに加速していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みの充実、地域住民等の多様な主体によるサービスの提供をはじめ、高齢者支援の充実は引き続き町全体の重要課題となっています。

このような中、本町では平成29年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、制度改正等に対応し、「茨城町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた各種施策を着実に推進し、高齢者ができる限り自立した生活を営み、介護が必要になっても適切なサービスを受けながら安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

■ 施策の体系

高齢者支援	高齢者支援推進体制の充実
	高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進
	介護保険サービスの充実
	地域支援事業の充実
	各種福祉サービスの充実

▶ 主要施策

1-3-1 高齢者支援推進体制の充実

- ①各種制度やサービス内容の周知、高齢者福祉の地域における拠点である地域包括支援センターの機能強化、地域住民等の多様な主体によるサービス提供体制の充実等に努めます。
- ②「茨城町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の見直しを行い、高齢者支援推進体制の充実を図ります。

1-3-2 高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進

- ①高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、長生大学をはじめ、生涯学習・文化・スポーツ活動への参加を促進します。
- ②高齢者が知識や経験、技術を生かし、社会参加することができるよう、高年者クラブの活動支援、シルバー人材センターの支援に努めます。

1-3-3 介護保険サービスの充実

要支援・要介護認定者を対象とした、重度化の防止や在宅での生活支援に向けた各種の居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービスの充実を促進します。

1-3-4 地域支援事業の充実

①地域住民等の多様な主体の参画による訪問型・通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業と、地域の実情に応じた介護予防を推進する一般介護予防事業からなる介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

②地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援、権利擁護等をはじめ、在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置や認知症サポーターの養成等による認知症対策の強化等を行う包括的支援事業を推進します。

③介護給付費の適正化や家族介護の支援のための取り組みを行う任意事業を推進します。

1-3-5 各種福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等の介護保険対象外の生活支援が必要な人を対象に、緊急通報装置の貸与、給食の提供をはじめとする各種福祉サービスの充実を図ります。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の割合	%	15.9	15.0
シルバー人材センター会員数	人	160	220
介護予防教室参加者数(延べ)	人	17,125	20,000
認知症サポーター数(延べ)	人	2,455	5,500

■町民等に期待される主な役割

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支え合う意識を高め、各種サービスの提供に参画しましょう。 ○生涯学習・文化・スポーツ活動に参加しましょう。 ○知識や経験、技術を生かし、高年者クラブの活動やシルバー人材センターなどに参画しましょう。 ○介護保険・各種福祉サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実等に努めましょう。 ○地域支援事業を効果的に利用し、要介護状態等にならないよう、また、できるだけ自立した生活を送れるよう努めましょう。 ○認知症サポーターとして、認知症の人を支える活動を行いましょう。
<p>地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、支え合う意識を高め、各種サービスの提供に参画しましょう。 ○高年者クラブやシルバー人材センターは、活動・事業体制の充実に努め、活動・事業の活性化を図りましょう。 ○サービス提供事業者は、高齢者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供しましょう。



認知症サポーター養成講座

1-4 障がい者支援

▶ 目的と方針

障がい者が社会の一員として自立し、いきいきと暮らすことができるよう、共生社会の実現と障がい者の日常生活・社会生活の総合的支援に向けた各種施策を推進します。

▶ 現状と課題

すべての人々が、障がいの有無に分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

平成28年度末現在、本町の身体障害者手帳所持者は1,201人、療育手帳所持者は282人、精神障害者保健福祉手帳所持者は191人となっています。

本町ではこれまで、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等に基づき、2次にわたる障害者基本計画と4期にわたる障害福祉計画を策定し、ノーマライゼーション^{※8}の理念の浸透や障がい福祉サービスの提供、公共施設等のバリアフリー化、社会参加の促進など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化をはじめ、障がいの重度化や重複化が進んでいるほか、介護者の高齢化や核家族化の進行等による家庭の介護力の低下といった状況もみられ、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本町では平成29年度に、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、制度改正等に対応し、「茨城県第3次障害者基本計画・茨城県第5期障害福祉計画（障害児福祉計画含む）」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、障がい者支援推進体制の一層の充実のもと、障がい者施策全般の一層の内容充実を図り、すべての障がい者が地域において可能な限り自立し、自分らしくいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

※8 だれもが等しく普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方。

■施策の体系

障がい者支援	障がい者支援推進体制の充実
	広報・啓発活動等の推進
	就労機会の拡大
	障がい福祉サービスの提供
	人にやさしい環境整備の推進

▶主要施策

1-4-1 障がい者支援推進体制の充実

- ①地域自立支援協議会の活用により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携及び協力体制の充実に努めます。
- ②「茨城町第5期障害福祉計画」の見直しを行い、推進体制の充実に図ります。

1-4-2 広報・啓発活動等の推進

障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念に立脚したまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業を推進します。

1-4-3 就労機会の拡大

障がい者の就労機会の拡大に向け、障がい福祉サービスにおける就労移行・定着に関するサービスの提供を図るほか、事業所への啓発や福祉的就労に関する支援を行います。

1-4-4 障がい福祉サービスの提供

- ①障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。
- ②県と連携し、相談支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣をはじめとする地域生活支援事業を実施します。
- ③障がいのある児童が身近な地域で児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの支援が受けられるよう提供体制の整備に努めます。

第1章
総論

第2章
総論

第3章
総論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

第5章
基本計画

第6章
基本計画

プロジェクト
重点

資料編

1-4-5 人にやさしい環境整備の推進

- ①障がい者が安心して暮らせる環境づくりに向け、公共施設等のバリアフリー化に努めます。
- ②「障害者差別解消法」に基づき、公共窓口や店舗等における「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供に関する取り組みを行います。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
自立支援給付費利用者数(延べ)	人	5,191	5,800
介護・訓練等給付費利用者数(延べ)	人	3,711	4,300
施設入所から地域生活へ移行した障がい者数	人	—	2
一般就労への移行者数	人	—	2
地域活動支援センター利用者数	人	8	13

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。 ○各種障がい福祉サービス等を効果的に利用し、可能な限り自立と社会参加に努めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、障がいや障がい者に対する理解の促進に努め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。 ○サービス提供事業者は、障がい者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供しましょう。 ○事業者は、障がい者の雇用拡大に努めるとともに、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供に関する取り組みを進めましょう。

1 - 5 地域福祉

▶ 目的と方針

「地域共生社会^{※9}」の実現に向け、町民や関係団体等の多様な主体の参画による地域福祉体制の強化を進めます。

※9 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

▶ 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等に伴い、家庭の介護力や地域における互助機能の低下が進む中、多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけではなく、住民や関係団体等が「我が事」として主体的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスの提供や福祉ボランティア活動の促進、地域における福祉体制づくりを行っているほか、民生委員・児童委員やボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このため、平成26年度に策定した「茨城町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、また見直しを行いながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

また、東日本大震災を通して、災害時における避難行動要支援者に対する支援の重要性が改めて認識されました。今後、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の把握を進め、地域や関係機関が連携する支援システムを強化していかなければなりません。

■施策の体系

地域福祉	地域福祉に関する指針の見直し
	福祉サービスを利用しやすい環境づくり
	地域福祉活動団体との連携と支援
	支え合い助け合う地域づくり
	避難行動要支援者に対する支援

▶主要施策

1-5-1 地域福祉に関する指針の見直し

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みをさらに充実させるため、「茨城町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しを行います。

1-5-2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

町民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供及び相談支援体制の充実に努めます。

1-5-3 地域福祉活動団体との連携と支援

- ①社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等との連携を強化し、一体的な地域福祉活動を促進します。
- ②社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティアの育成や地域での福祉ボランティア活動の支援を行い、地域福祉の充実に努めます。

1-5-4 支え合い助け合う地域づくり

- ①町民の福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ②高齢者等が孤立せず、安心して暮らせるよう、高齢者等見守りネットワーク事業「いばらき見守りネット」を活用し、支え合い助け合う地域づくりを進めます。

第1章
総論

第2章
総論

第3章
総論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

第5章
基本計画

第6章
基本計画

プロジェクト
重点

資料編

1-5-5 避難行動要支援者に対する支援

避難行動要支援者名簿の更新及び個別計画（避難支援プラン）の作成を行い、災害発生時の迅速な避難支援等の対応に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
福祉ボランティア登録者数	人	815	900
「ふれあいいいききサロン」開催地区数	地区	41	45
「いばらき見守りネット」協力事業所数	事業所	10	25

■町民等に期待される主な役割

町 民	○福祉意識を高め、地域福祉活動に参画しましょう。
地域・団体・事業者	○地域や団体は、福祉意識を高め、地域福祉の担い手として、地域福祉活動を行いましょう。 ○地域や団体は、町民の福祉意識の高揚や福祉ボランティアの育成に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、「いばらき見守りネット」に参画し、高齢者や障がい者などの見守り活動を行いましょう。

1-6 国民年金・低所得者福祉

▶ 目的と方針

すべての町民が安心して生活を送ることができるよう、国民年金や低所得者福祉に関する制度の周知と適正な運用に努めます。

▶ 現状と課題

国民年金制度は、不安のない老後の生活のために必要不可欠なものですが、若い世代を中心に、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況もみられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

また、所得格差の拡大や高齢者単身世帯の増加等を背景に、低所得世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町では、関係機関と連携し、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の利用に関する相談・指導、資金貸付制度の紹介等に努めていますが、今後とも、低所得者の自立に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

■ 施策の体系

国民年金・低所得者福祉

国民年金制度の周知徹底

低所得者福祉の推進

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

▶ 主要施策

1-6-1 国民年金制度の周知徹底

国民年金制度に関する正しい理解が得られるよう、広報・啓発活動や相談等を行います。

1-6-2 低所得者福祉の推進

民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、低所得者の実態を的確に把握するとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する相談・指導等を行い、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
相談件数(低所得者福祉)	件	57	70

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">○国民年金制度についての理解を深め、保険料の納付義務を果たしましょう。○各種援護制度を効果的に利用し、生活の安定と自立に努めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体は、国民年金制度に関する広報・啓発活動等に協力しましょう。